

## ◆渡嘉敷村事業者向けプレミアム付商品券発行事業 受付要項◆ (2次販売)

### ■趣旨

この要項は、令和4年度 渡嘉敷村事業者向けプレミアム付商品券発行事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、事業者向けプレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）の発行・販売等の事業について、必要な事項を定める。

### ■事業の目的

コロナ禍において原油高・物価高騰等に直面する事業者の経済的負担を軽減するため事業者向けプレミアム付商品券を発行し、支援を行う。企業経営に与える影響を緩和するとともに、村内における経済活動を活性化することを目的とする。

### ■対象要件

- ① 購入引換券の交付申請時において渡嘉敷村内に事業所があり、営業の実態がある個人事業者及び法人の代表者であって、今後も事業を継続する意思のある者。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

### ■購入できる事業者向けプレミアム付商品券の額

- ・販売単位：1冊1万円を5千円で販売
- ・販売上限：1業者あたり15冊まで（15万円分を7万5千円で購入可能）  
※ 売り切れ次第、終了となります。
- ・商品券の額面：1枚あたり1千円とする。

### ■申請期間および申請方法

令和4年8月16日から11月30日までの間に既に申請済みの方は、再度申請する必要はありません。購入を希望される方は、発行済みの「渡嘉敷村事業者向けプレミアム付き商品券購入引換券」をお持ち頂き、会計課にてご購入下さい。

申請期間：令和4年12月15日（木）から令和5年1月31日（火）まで

販売期間：令和4年12月15日（木）から令和5年1月31日（火）まで

※ 売り切れ次第、終了となります。

### ■提出書類

☆提出に必要な申請書等は、村役場 観光産業課 窓口でお受け取りになるか、渡嘉敷村ホームページからダウンロードして下さい。

- (1) 確定申告書（令和 3 年分）の写し ※1
- (2) 営業の実態がわかる書類（法令等が求める営業に必要な許可書、個人事業の開業届、法人登記簿等の写しなど） ※1 ※2
- (3) 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポートなど） ※1 ※2

※1 令和 3 年度渡嘉敷村「事業者等」支援補助金の申請を行った事業者は、記載の内容に変更が無い場合に限り、上記(1),(2),(3)の書類提出は不要とする。（※ (1)確定申告書の年をご確認下さい。）

※2 令和 3 年度渡嘉敷村「新しい生活様式」に対応した感染予防等協力金の申請を行った事業者は、記載内容に変更等が無い場合に限り、上記(2),(3)の書類提出は不要とする。

※3 提出前に、必要書類の確認をお願い致します。

・持参の場合

渡嘉敷村役場 観光産業課 TEL 987-2333

事業者向けプレミアム付商品券 受付窓口

受付時間 9:00～11:30、13:00～16:30（土・日、祝日は除く）

・郵送の場合

すべての申請書類を下記の宛先に郵送して下さい。

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村役場 観光産業課（事業者向けプレミアム付商品券 受付窓口）宛

■交付の決定等

審査の結果、要件を満たしていると認めるときは、購入引換券（様式第2号）を発行します。ただし、内容に疑義がある場合には、村から当該購入対象事業者に対し電話等により連絡し、必要な資料の提出や説明を求めるものとします。

■その他

村長が必要と判断した場合、添付書類の追加をお願いすることがあります。購入引換券の交付後であっても 当該交付された者が、購入対象事業者の要件に該当ことを把握したときは、購入引換券の返還及び村の補助対象に相当する金額（プレミアム分）の返還を求める等の措置を講じます。

■利用方法

『事業者向けプレミアム付き商品券取扱店』で使えます。 ※ 随時、HPや掲示板等でお知らせします。